

京都市告示第170号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年7月16日

京都市長 門川大作

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
水垂上桂線	西京区桂清水町102番地の7地先内	旧	メートル 0.10	メートル 13.25
		新	0.10	13.25 ~ 13.27

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
等持院経12号線	北区等持院中町27番地の2地先から 同町27番地の9地先まで	旧	メートル 25.90	メートル 4.25 ~ 4.45
		新	25.90	4.44 ~ 6.00
山科北花山緯 19の1号線	山科区北花山寺内町28番地の12地先から 同町46番地の5地先まで	旧	52.10	3.60 ~ 5.10
		新	52.10	4.00 ~ 6.12

山科栴辻緯10号線	山科区栴辻番所ケ口町34番地の18地先から	旧	32.10	5.45 ~ 5.90
	同町35番地の5地先まで	新	32.10	5.53 ~ 6.01
洛西第二緯7号線	西京区桂清水町102番地の7地先内	旧	1.20	6.02
		新	1.20	6.02

(建設局土木管理部道路明示課)